

# 姫路市低入札価格調査制度試行要綱

平成13年 1月 4日

最終改正 令和 5年 6月29日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、本市が競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者又は政令第167条の10の2第2項の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下「最低価格等入札者」という。）を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする場合の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

## (対象とする契約)

第2条 この要綱は、本市が競争入札により請負契約を締結しようとする建設工事のうち、予定価格が5億円以上のもの又は総合評価落札方式によるものについて適用する。

## (調査基準価格等)

第3条 市長は、前条に規定する契約について競争入札を行った場合においては、契約ごとに、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）及び入札を無効とする価格（以下「調査最低制限価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格及び調査最低制限価格は、あらかじめ、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号。）第6条第1項に規定する予定価格を記載した書面に記載するものとする。

## (入札の執行)

第4条 市長は、入札の結果、最低価格等入札者の入札額が調査基準価格を下回ったときは、落札の決定を保留するものとする。ただし、調査最低制限価格を下回る入札を行った者の入札は無効とする。

2 前項の場合において、最低価格等入札者となるべき者が2以上あるときは、くじにより最低価格等入札者を決定する。

## (低入札価格調査)

第5条 市長は、前条第1項の規定により落札者の決定を保留したときは、最低価格等入札者がその価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を行うものとする。

2 市長は、最低価格等入札者に対し調査に必要な書類の提出を求めるとともに、必要に応じ事情聴取を実施するものとする。

3 市長は、前項に規定する事情聴取を行ったときは、姫路市低入札価格審査委員会に落札決定の適否について意見を求めるものとする。

(姫路市低入札価格審査委員会)

第6条 姫路市低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）は、前条第3項の規定により市長から意見を求められたときは、その入札に係る価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長には財務部長を、副委員長には工事技術検査室長をもって充てる。

4 委員は、農林水産環境局参事のうち農林水産環境局長が指名する参事、都市局参事のうち都市局長が指名する参事及び建設局参事のうち建設局長が指名する参事並びに当該工事に係る事務を所掌する部長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総括する。

6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

8 委員会は、委員長が招集する。

9 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

10 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

11 委員長は、その審議のため必要と認めるときは、当該工事に係る事務を所掌する課長その他の職員に対し、その出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

12 委員会の会議に参加した者は、議事の内容を漏らしてはならない。

13 委員会の庶務は、財政局財務部契約課において行う。

(落札者の決定)

第7条 市長は、第5条第2項の規定により提出された書類を調査し、最低価格等入札者の価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるとき、又は前条の規定により意見を求めた委員会から、最低価格等入札者の価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるとの意見が出されたときは、最低価格等入札者を落札者とするものとする。

2 市長は、前条の規定により意見を求めた委員会から、最低価格等入札者の価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとの意見が出されたときは、最低価格等入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とするものとする。

3 前項の場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときは、第5条から前項までの規定に準じるものとする。

(落札者の決定通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定により落札者を決定したときは、当該落札者に直ちに落札者として決定した旨を通知するとともに、他の入札者に対してその旨を通知する。

2 市長は、前条第2項の規定により次順位者を落札者として決定したときは、最低価

格等入札者に対して落札者としない理由を付して通知するとともに、他の入札者に対して次順位者が落札者となった旨を通知する。

(補則)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月4日から施行し、当分の間、その効力を有する。

附 則 (平成13年5月1日)

この要綱は、平成13年5月1日から施行し、当分の間、その効力を有する。

附 則 (平成17年4月1日)

この要綱は、平成17年4月5日から施行し、当分の間、その効力を有する。

附 則 (平成18年5月1日)

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月1日)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月1日)

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月30日)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の姫路市低入札価格調査制度試行要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月15日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月29日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。